ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)　当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2)　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3)　ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

四　譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　金融商品取引業者等（認可金融商品取引業協会の会員に限る。）が譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行つた場合には、当該譲渡制限のない海外発行証券の銘柄、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数として内閣府令で定めるところにより算出した数（以下この号において「所有者数」という。）その他内閣府令で定める事項を認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより当該認可金融商品取引業協会に報告することとされていること。

ロ　イに規定する報告を受けた認可金融商品取引業協会は、当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数の総数を算出し、公表することとされていること。

ハ　イの譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数の総数が千を超えないものであること。

第一条の九中「第三十三条、第三十三条の二」を「第三十三条第一項」に改める。

第一条の十二の二第三項第一号」を「第二条の十二の四第三項第一号」に改める。

第一条の十第一号中「（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）」を削り、「同号イ」を「法第二条第八項第十号イ」に改め、「（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）」を削る。

第一条の十六中「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）」を削る。

第一章中第一条の十九の次に次の二条を加える。

（株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者）

第一条の二十　法第二条第三十八項に規定する政令で定める者は、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する株式会社商品取引所とする。

（金融商品取引所持株会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者）

第一条の二十一　法第二条第三十九項に規定する政令で定める者は、商品取引所法第二条第十九項に規定する商品取引所持株会社とする。

第二条の二中「吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号ロ又は第七百六十条第七号ロに掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る」に、「新設分割会社をいう」を「新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同法第七百六十三条第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロに掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る」に改める。

第二条の四の二を次のように改める。

（組織再編成発行手続において少人数向け勧誘に該当する場合）

第二条の四の二　法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一　当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二　次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　第一条の七第二号イに定める要件に該当すること。

ロ　新株予約権証券等　第一条の七第二号ロに定める要件に該当すること。

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　第一条の七第二号ハに定める要件に該当すること。

第二条の六の次に次の一条を加える。

（組織再編成交付手続において少人数向け勧誘に該当する場合）

第二条の六の二　法第二条の二第五項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一　当該組織再編成交付手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二　次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　第一条の八の四第三号イに定める要件に該当すること。

ロ　新株予約権証券等　第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　第一条の八の四第三号ハに定める要件に該当すること。

第二条の七の見出し中「おける」を「おいて」に改め、同条中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第五項第三号」に改める。

第二条の十第一項第一号リ中「受益権」の下に「その他これに類するものとして内閣府令で定める信託の受益権」を加える。

第二条の十二の二第二項中「定める有価証券交付勧誘等」の下に「（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）」を加え、同条を第二条の十二の四とし、第二条の十二の次に次の二条を加える。

（外国で既に発行された有価証券に準ずる有価証券）

第二条の十二の二　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等（同条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が国内で行われなかつたものとする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ　国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ　当該外国国債又は当該外国国債の発行者が発行する他の外国国債の売買が外国において継続して行われていること。

ハ　当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。